(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道白糠郡白糠町地内シラリカップ川河川敷地から同町字刺牛五七まで	前	A 一〇・九三～三二・八〇メートル	一・八五七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一八・〇〇～一九・〇〇メートル	一・八六七キロメートル	
北海道白糠郡白糠町刺牛一丁目一番二〇から同町庶路一六二番一まで	後	B 一八・〇〇～二二・〇〇メートル	一・八六一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
紋別市渚滑町元西二七三番一から同市渚滑町元西二六八番二地先まで	前	一四・五四～一八・三六メートル	〇・〇一五キロメートル
	後	一四・五四～一九・〇八メートル	〇・〇一五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡遠軽町白滝一三八番一から同町白滝八六番四まで	前	四二・〇四～一〇二・六五メートル	〇・二四三キロメートル
	後	四二・〇四～一〇二・六五メートル	〇・二四三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月十一日

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号、三百三十六号及び三百九十二号	北海道白糠郡白糠町刺牛一丁目一番二〇地先から同町庶路一六二番一まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年八月十一日

国会事項

衆議院

議案送付

八月七日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

医療法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

質問書提出

八月七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

北朝鮮の日本人遺骨収集に対する政府対応に関する質問主意書（丸山穂高提出）

答弁書受領

八月七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博提出日本スポーツ振興センター本部ビルの移転計画に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野正美提出「障害」の表記に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出米国国務省「二〇一五年人身売買報告書」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出外国人技能実習生の失踪等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出バター等に関する質問に対する答弁書

報告書受領

八月七日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告

議員表彰

八月七日谷畑孝は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

参議院

議案提出

八月七日議員から次の議案が提出された。

会社法の一部を改正する法律案（大久保勉外十一名発議）（参第一五号）

議案受領

八月七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第四号）

医療法の一部を改正する法律案（閣法第六八号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

議案受領（予備審査）

八月七日衆議院から次の議案が送付された。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案（今井雅人外六名提出）（衆第三一号）

議案送付（予備審査）

八月七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（川田龍平発議）

答弁書受領

八月七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石上俊雄提出ワーク・ライフ・バランスの実現に関する質問に対する答弁書（第二一七号）

参議院議員神本美恵子提出一九四五年八月十四日の閣議に関する質問に対する答弁書（第二一八号）

参議院議員糸数慶子提出垂直離着陸輸送機Ｖ二二オスプレイの危険性と陸上自衛隊への導入に関する質問に対する答弁書（第二一九号）

参議院議員小見山幸治提出パチンコ営業に対する風営法適用の一部不明確な点に関する質問に対する答弁書（第二二〇号）

参議院議員大久保勉提出サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する質問に対する答弁書（第二二一号）